

# 消化器内視鏡技師業務指針(第1版)

2021年4月8日

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会  
一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会

## はじめに

日本の消化器内視鏡の発展は目覚ましく、1950年の胃カメラ開発以降、改良及び技術の研鑽により世界をリードするに至っている。消化器内視鏡は、疾患の早期発見に有用で検診にも推奨され、さらに種々の内視鏡的治療へと発展し、飛躍的な進歩をとげている。現在では食道、胃、十二指腸、小腸、大腸のみならず肝胆膵領域などの広範な消化器分野の内視鏡診断が可能となり、検査・治療にも多く利用され、低侵襲治療における重要な地位を占めている。

一方、内視鏡は時に患者に苦痛を与え、偶発症も完全に無視できない。内視鏡検査・治療を行う上で使用する機器や処置具の準備や診療補助的な要素が多くあり、円滑かつ安全な内視鏡診療を実施するためには、検査・治療を行う医師だけでなく、内視鏡に従事する全てのメディカルスタッフのチームワークが不可欠である。

消化器内視鏡技師制度は、1980年より日本消化器内視鏡学会(以下内視鏡学会)が医学的基礎知識と内視鏡の専門知識および技術をそなえ、内視鏡業務に従事する消化器内視鏡技師(以下内視鏡技師)を養成することを目的として始まった。内視鏡技師の資格認定された者の約98.9%が他の医療資格を保持している。内訳は看護師 15,377名(保健師・助産師含む)、臨床検査技師 1,108名、放射線技師 138名、臨床工学技士 659名、薬剤師 2名、准看護師 1,487名で、その他の医療資格有資格者 200名、残りは医療資格を有さない者である(2020年12月現在。尚、2005年より医療資格を有さない者については、新たな内視鏡技師として認定していない)。

しかしながら、実際の臨床現場では看護師・准看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士などの多職種が内視鏡室に混在して業務に従事しており、内視鏡技師の業務範囲は不明瞭なため、以下のような問題が生じている。

- 内視鏡医の監督・指示のもとであっても、処置具を操作して人体に傷をつける行為が、違法ではないかとの不安を抱えながら業務にあたっている。
- 内視鏡技師の多くが、看護師のためローテーションによる異動によって、長期間の内視鏡専属の勤務ができない。また、内視鏡技師であっても内視鏡以外を掛け持つ広域業務をしている施設が多い。
- 医療施設により業務内容が異なり、また個人レベルの知識・技術も格差がある。
- 医療資格教育機関において、内視鏡業務に関するカリキュラムがなく、試験問題にもあがっていない。

このような実情に鑑み、医療従事者医療機関並びに医療従事者に対して行ったアンケート調査の結果を基に、内視鏡技師の消化器内視鏡分野における共通業務の領域について標準的業務を提示することとした。

この業務指針は標準的業務を提示したものであり、実際の業務にあたっては、それぞれの医療施設の特性・実情に応じた業務を行うことはもちろんであり、各医療施設に強制するものではない。

### I. 消化器内視鏡技師業務指針について(業務指針策定の目的)

内視鏡技師の業務は内視鏡機器の洗浄・消毒・滅菌、内視鏡機器の保守・管理にとどまらず、内視鏡検査や治療の介助など多岐にわたる。内視鏡検査・治療を行う上で、使用する機器や処

器具の準備や診療補助的な要素が多くあり、内視鏡診療を安全で効率的に実施するために、内視鏡技師が担う役割も多くなってきている。チームの一角を担うメディカルスタッフも基礎的医学・医の倫理をはじめとして、内視鏡テクノロジーを学んだ専門職として内視鏡に従事することが、患者に対して最も安心できる医療の提供に直結する。

この業務指針は、内視鏡技師の標準的業務について示したものであり、内視鏡技師の資質の向上を図るとともに、内視鏡技師が専門性を発揮し業務を適正に行うことができるよう、関係者の理解の促進に資することを目的としたものである。

## II. 消化器内視鏡技師の業務範囲

「消化器内視鏡技師の主たる業務内容は、厚生労働大臣・都道府県知事免許で認められた医療行為の範囲内で内視鏡及び関連器械の管理、補助、整備、修理あるいは患者の看護と検査医の介助並びに事務業務、検査予約、オリエンテーション、資料の管理保存及び関連業務などである」(日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則第5章12条)

また「消化器内視鏡技師は医師法が定める診療行為は行わないこと」(日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則第5章13条)に基づき、診療補助につながる内視鏡介助業務は、常に医師の監督・指導の下に行わなければならない。

内視鏡技師による診療補助業務は、必ず医師の指導・助言を得て内視鏡業務を行い、尚且つ内視鏡を介して可視・処置できる範囲に限るものとする。

## III. 内視鏡技師の業務内容

### 1. 診療補助業務

#### (1) 検査・治療の準備

内視鏡検査・治療にかかわる医療機器、処置具および薬剤などの準備を行う。

#### (2) 検査治療の介助

- ①生検…組織診断を目的とした組織採取であり、生検鉗子操作と検体処理を行う。
- ②止血…活動性出血や露出血管を認める場合の消化管出血に対する止血処置であり、機械的止血法・薬剤局注法・熱凝固止血法・薬剤散布法などがあり、内視鏡を介して処置具の操作や薬剤の散布を行う。
- ③消化管腫瘍に対する内視鏡治療…ポリペクトミー・内視鏡的粘膜切除術(EMR)・内視鏡的粘膜下層剥離術(ESD)など内視鏡を介しての処置具の操作・薬剤の注入を行う。
- ④胆・膵内視鏡検査・治療…内視鏡的逆行性膵胆管造影(ERCP)関連手技として胆・膵内視鏡や超音波内視鏡を用いた検査・治療などで、造影剤の準備、内視鏡を介した処置具の操作、造影剤の注入などを行う。
- ⑤その他、内視鏡検査・治療の介助…色素散布、異物摘出、食道・胃静脈瘤治療、胃瘻造設、消化管拡張術、用手圧迫など、さらに新たに開発される手技においても医師の監督の下、指示に従い、処置具の操作・薬剤の注入などを行う。

#### (3) 被検者管理

- ①内視鏡検査を実施する前に既往歴・現病歴・薬剤アレルギーの有無などの情報を把握し

ておく。

②内視鏡技師は、内視鏡診療中はもとより、内視鏡室入室から退室に至るまでの状態の変化を正確に把握し、異常時は医師に報告する。

#### (4) 検体の取り扱い

採取した検体は、検査方法に準じて適切な処理を行う。また、検体取り違え防止に努める。

### 2. 感染管理

内視鏡技師は、内視鏡を介した相互感染の防止に努める。

- (1) 感染管理の基本である標準予防策(スタンダードプリコーション)・感染経路別予防策を理解し、消化器内視鏡の各種ガイドラインに基づき、洗浄・消毒・滅菌・保管を行う。また、環境の感染対策にも留意する。
- (2) 感染対策は、各施設でマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う
- (3) 洗浄・消毒の質の保証として、洗浄・消毒履歴管理や定期的に培養検査を行う。

### 3. 内視鏡機器の保守・点検・管理

機器には、スコープ本体に加え、内視鏡システムや吸引装置などの周辺機器、電気手術器(高周波装置)などの治療装置および処置具等の管理が含まれる。

また、内視鏡情報システムの保守・管理も行う。

### 4. その他

内視鏡技師は、検査予約、内視鏡検査・治療の実施数、内視鏡画像、その他各種データの管理を行う。

## IV. 内視鏡技師としての一般的事項

### 1. 守秘義務・個人情報保護に関して

- (1) 内視鏡技師は、業務上知りえた個人情報及び診療情報等について守秘義務を負い、当該情報を目的外に使用してはならず、第三者に対し開示、提供または漏洩してはならない。
- (2) 個人情報保護法及び各種規定に違反しない範囲において、各種データを論文や学会・研究会発表等に活用し、消化器内視鏡診療の発展に寄与することに努める。
- (3) 各種データ類の取り扱いは、個人情報の保護、守秘義務を遵守し、他者との共有に際しては適切な判断のもとにおこなう。

### 2. 教育に関して

- (1) 自己の課題を明確にし、院内外の教育プログラムに積極的に参加し自己啓発に努める。
- (2) 日常業務において研究的視野をもち、研究成果を誌上・学会などで発表し、新しい知見として提供する。

【参考資料】

- (1) 日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則
- (2) 内視鏡の洗浄・消毒に関するガイドライン第2版 2004年3月
- (3) 消化器内視鏡の感染制御に関するマルチソサエティ実践ガイド 2013年7月
- (4) 消化器内視鏡の洗浄・消毒標準化にむけたガイドライン 2018年7月
- (5) 厚生労働省:医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版  
2017年5月
- (6) 一般社団法人日本消化器内視鏡技師会における利益相反(COI)に関する指針:日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則

作成:日本消化器内視鏡学会 技師制度審議会

日本消化器内視鏡技師会 業務指針策定ワーキンググループ

委員長 松本 雄三

委員 阿部 真也、上田道子、岡田修一、佐藤絹子、佐藤貴幸、高橋陽一、  
田村君英、土田美由紀、角森正信、並木 薫、藤井 秀康

協力委員 大内 紀寿、亀山 広喜、馬場 朱美